

鶴岡八幡宮における供僧の成立と役割

中嶋, 和志 / NAKAJJMA, Kazushi

(出版者 / Publisher)

法政大学史学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

法政史学 / 法政史学

(巻 / Volume)

45

(開始ページ / Start Page)

49

(終了ページ / End Page)

66

(発行年 / Year)

1993-03-24

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00011181>

鶴岡八幡宮における供僧の成立と役割

中嶋 和志

はじめに

鎌倉市雪の下に鎮座する鶴岡八幡宮（以下八幡宮と略す）は、今を遡ること九百三十年、康平六年（一〇六三）八月、源頼義が、陸奥の安倍貞任征伐の祈願成就により、京都の石清水八幡宮を密かに由比郷に勧請したことに始まる^①。その後永保元年（一〇八一）二月、源義家によって修復が加えられたが、治承四年（一一八〇）十月十二日、源頼朝は、祖先を崇拜するため小林郷の北山に宮廟を構え、由比郷にあった八幡宮をここに移したのである^②。そして建久二年（一一九二）十二月二十一日には、去る三月に起きた火災の復興が叶い、頼朝は本宮を始め若宮・末社などを遷し、新たな八幡宮を創建した^③。これにより、八幡宮は本

格的なスタートを切ったのである。

ところで、この八幡宮には、草創以来、明治時代の初めに神仏分離が為されるまで、別当を初め供僧・神主・小別当・巫女・職掌・宮人・承仕等、多くの人々が奉仕していた^④。この中で、別当に次ぐ供僧は、八幡宮において重要な役割を果たしていた。供僧の意味については、『官職要解』に「グソウとよむ。本尊に供奉する僧のことで、供奉僧の略称であろう。（略）また、諸社の神宮寺を預る社僧のことをも供僧といい、宮僧ともいったのである」^⑤とあるが、本稿で取り上げる供僧については前者の意味である。そして八幡宮における供僧は、二十五坊供僧・脇堂供僧・両界壇所供僧から成り、彼らは八幡宮から料所（所領）を与えられていた。

二十五坊供僧については、本宮北の巨福呂坂にさしかかる手前右手に、二十五坊跡碑が立っている。坊とは供僧の住居のことであり、その所在地については、『鶴岡八幡宮寺供僧次第』⁽⁶⁾（以下『供僧次第』と略す）に、北谷・南谷・東谷・西谷・西石橋とあることから、本宮北にある丘陵地にそのような場所があつて、二十五の坊が構えられていたものと考えられる。そして、二十五坊供僧はそれぞれの坊に住み、法会など事あるごとに八幡宮に出仕したものと見える。

本稿では、こうした八幡宮の供僧が、いつどのようにして成立したか、また彼らが八幡宮においてどのような役割を果たしたか、という二点について、中世前期（鎌倉時代）を中心に考察していきたい。

一 供僧の成立

八幡宮において初めて供僧が置かれたのは、治承四年（一一八〇）十一月十三日であり、供僧は重衍であつた。

『供僧次第』善松坊重衍の項に、

治承四年^{庚子}十一月十三日 供僧御判賜補任者、文治二—正—十九—右大家直依仰別当円曉被補之云々、毎度直御判数通給之、文治二—丙—八—廿二—北深沢御判給之、

但最初別当宮法眼御房同道下向云々、

とあり、同房の最初に「当社最初供僧」とある。「最初別当宮法眼」とは円曉のことであり、彼の鎌倉への下向は、寿永元年（一一八二）九月二十日であるから、重衍の下向もこの時であつた。すなわち、重衍は、治承四年十一月十三日に頼朝より供僧職を賜わり、八幡宮一番供僧として下向したのであつた。次に供僧となつたのは勝円であつた。彼もやはり鎌倉に下向した供僧であり、『供僧次第』蓮華坊勝円の項に「頼朝直契言」とあるのは、この時何らかの理由で鎌倉に来ていたのかもしれない。しかし正式な下向はこれ以降であつたと思われる。また同項に「当社二番供僧」とあるが、一番供僧の重衍と同じ治承四年十一月十三日に供僧職を賜わっており、この一番二番の差はないといえる。このように、頼朝は八幡宮における最初の供僧を、供僧職を与えることによって京都から招いたのである。

さらに、治承四年中に良喜、定兼、尊念、仲円、良成が、養和元年（一一八一）には、円信が供僧職を与えられ八幡宮の供僧となつた。特に定兼は、『吾妻鏡』治承四年十二月四日条に、

四日壬午、阿闍梨定兼依^レ召、自^二上総国参^二上鎌倉、是去安元々々四年廿六日当国流人也、而有^二知法之聞、

当時鎌倉中無^レ然碩徳之間、仰^レ広常^レ所^レ被^レ召出^レ也、今日、則被^レ補^二鶴岡供僧職^一云々、

とあるように、流人であるにもかかわらず、「有^レ知法之聞^二」ことによつてその罪を許され、八幡宮の供僧として呼び寄せられたのである。⁽⁹⁾

すなわち、これらの供僧は、頼朝から八幡宮の供僧職を賜わり鎌倉に下向（定兼は上総国から鎌倉に参上）した供僧であり、頼朝から招請された供僧であった。頼朝が彼らを招請した理由については、先の『吾妻鏡』治承四年十二月四日条にあるように、当時鎌倉には八幡宮の供僧になるべき碩徳の者がいなかったからに他ならない。

以降、八幡宮の供僧は漸次増やされていった。そして、建久二年（一一九一）十一月二十二日の源頼朝寄進状に、⁽¹⁰⁾

奉寄

鶴岡八幡宮寺廿五口重衍法印供米相模国村岡郷内并
富塚内田畠屋敷

合七町伍反者、

右、為長日不断本地供料、所寄進之状如件、

建久二年十一月廿二日

^(頼朝)
(花押)

とあり、また『吾妻鏡』建久三年（一一九二）七月二十三日条には、「為^二御台所御願^一、鶴岡供僧廿五口」とあるよう

に、建久二、三年頃には二十五人の供僧が置かれることになったのである。

さて、八幡宮には、鶴岡供僧二十五口と密接な関連のある、二十五坊供僧と呼ばれる供僧が存在した。この二十五坊供僧について、『吾妻鏡』や『供僧次第』をもとに、各坊における初代供僧を補任期日順にまとめたものが表1である。まず、この表から、二十五坊供僧は、養和元年十月十六日に行勇が慈月坊の初代供僧に補任されたことに始まり、寂静坊盛慶の補任が不詳ではあるが、建保五年（一二一七）七月二十日に円信が座心坊の初代供僧に補任されたことで成立したことがわかる。寂静坊の盛慶は、『供僧次第』によれば、貞応二年（一二二三）十二月十九日に執行職に補任されており、後述するような理由により、寂静坊供僧に補任されたのはそれ以前のことであったといえる。

ここで注意しなければならないのは、頼朝から供僧職を賜われることと、補任されることは別のことだという点である。結論から先にいえば、供僧職を賜われることは、八幡宮の供僧に補されることであり、補任はその後改めて二十五坊供僧に任じられるということである。八幡宮には、建久二、三年頃までに二十五人の供僧が存在していたことは先に述べた。しかし二十五坊の初代供僧の中で、最後に補任

表1 八幡宮二十五坊初代供僧補任一覧

順	坊名	初代供僧	補任期日	補任者	典拠
25	寂靜坊	盛慶	貞応二年以前	(不詳)	〃
24	座心坊	円信	〃	定曉(不詳)	〃
23	悉覚坊	仲円	〃	〃	〃
22	南蔵坊	良成	〃	定曉	〃
21	円乗坊	顯信	〃	尊曉(頼家代)	〃
20	仏乗坊	忠尊	〃	〃	〃
19	花光坊	尊念	正治元年二月五日	円曉	〃
18	南禅坊	良智	〃	〃	〃
17	静慮坊	行祐	〃	円曉(頼朝代)	〃
16	林東坊	永行	建久八年十一月以前	頼朝	〃
15	永乗坊	良秀	〃	頼朝?	〃
14	宝蔵坊	義稔	〃	〃	〃
13	頼学坊	喜慶	〃	〃	〃
12	実円坊	猷弁	〃	円曉	〃
11	密乗坊	朝豪	〃	〃	〃
10	永蔵坊	隆宣	〃	頼朝	〃
9	真智坊	慶重	〃	〃	〃
8	安楽坊	重慶	〃	円曉(頼朝代)	〃
7	乘蓮坊	弁真	〃	〃	〃
6	智覚坊	重衍	〃	〃	〃
5	善松坊	勝円	〃	〃	〃
4	蓮華坊	元勝	〃	〃	〃
3	千南坊	定曉	〃	〃	〃
2	慈円坊	行勇	〃	頼朝	〃
1	八幡宮	初代供僧	治承五年十月十六日	〃	『供僧次第』

された座心坊の円信は、建保五年である。もし供僧職を賜わることと、二十五坊供僧への補任とを同一のものと考えらるならば、補任期日に関して大きく矛盾することになる。さらに『供僧次第』において、表1の※印を付けた七人の供僧の項を見ると、いずれの項も供僧職を賜わることと補任とが、明らかに区別されていることがわかる。そしてこのことは、※印の七人のみならず、他の供僧についてもいえることが、次の例から推察できる。

『鶴岡八幡宮寺社務職次第』(以下『社務職次第』と略す)によれば、円曉条に「於三宮為大般若經供養被行三大会事、文治四年戊申三月十五日、供養導師義慶和尙請僧三十口」とあって、文治四年三月十五日の大法会の際に、義慶が導師を務めていることがわかる。さらに、『吾妻鏡』文治四年正月八日条にも「心経会也、導師若宮供僧義慶房」とあ

表2 脇堂初代供僧補任一覧

脇堂名称	初代供僧	補任期日	その他
神宮寺一口	(不詳)	承元二年十二月十二日以前か	(不詳)
" 一口	頼 曉	建保元年十二月十八日	林東坊供僧
千体堂一口	良 智	建曆三年六月九日	南禅坊供僧
" 一口	頼 有	建長二年九月二十二日以降	実円坊供僧
金銅薬師一口	定 敵	承久三年十二月十五日	
" 一口	慶 祐	宝治六年六月、弘安六年八月	
尊勝仏一口	良 喜	建曆二年三月十二日	頓学坊供僧
七仏薬師一口	勝 円	建保六年七月十二日以前	蓮華坊供僧
五大堂一口	頼 賀	弘安六年	密乘坊供僧
炎魔天一口	定 敵	弘安六年頃	
北斗堂一口	頼 瑜	"	

り、義慶が若宮供僧として導師を務めたことがわかる。義慶が宝蔵坊供僧に補任されたのは建久三年八月十一日であるから、補任以前にすでに八幡宮供僧として奉仕していたことが判明する。恐らく義慶も、頼朝より招請された供僧の一人であったと考えられる。

これらのことから、供僧職を賜われることと補任とは別のことであり、補任をもって正式に二十五坊供僧に任じられたことが判断できよう。

次に、二十五坊供僧の補任者については、表1を見る

鶴岡八幡宮における供僧の成立と役割（中嶋）

と、行勇から真弁までは頼朝による補任であったが、良弁の時に頼朝の代官として円曉が初めて補任を行った。その後、重慶から永秀までは頼朝と円曉によって補任が為されるようになった。そして、『供僧次第』に「補任事者公方之御代官トシテ、当代之別当破成者也」とあり、さらに善松坊重賀の項に、「同八年十一——頼朝卿直御判給之、以後公方為御代官、当別当円曉可成補任由被仰出者也」とあることから、建久八年（一一九七）十一月一日に至り、別当が公方（將軍）に代わって二十五坊供僧を補任することが決められた。これ以降、尊念と忠尊が円曉に、顯信が二代別当尊曉に、良成・仲円・円信が三代別当定曉によって補任されるというように、当代の別当によって補任が為されていた。

ところで、八幡宮には、二十五坊供僧の他に、脇堂供僧と呼ばれる供僧達が存在した。脇堂供僧は、神宮寺二口・千体堂二口・金銅薬師二口・尊勝仏一口・七仏薬師一口・五大堂一口・炎魔天一口・北斗堂一口の十一口から成り立っていた。これらの脇堂供僧が、いつ成立したのかを正確に知るのは困難なことであるが、それぞれの脇堂の初代供僧の補任などから検討してみると、以下のようになる。

まず、『鶴岡脇堂供僧次第』⁽³⁾（以下『脇堂供僧次第』と略す）をもとに、それぞれの初代供僧と、その補任期日などをまとめたものが表2である。この表から、最初の供僧と補任期日を見ると、建暦二年（一二二二）三月から弘安六年（一二八三）までと、七十年余の年差があることに気付く。神宮寺は、『社務職次第』・『脇堂供僧次第』によれば、承元二年（一二〇八）七月五日に柱立され、同十二月十二日に導師隆宣（真智坊供僧）・二十五人の請僧のもとで、長日供養法や薬師講などが行われた。そして承元三年正月十二日に修正が始行されたことがわかる。一方、『供僧次第』真智坊隆宣の項には、「承元二年^辰十二月十二日当社神宮寺本尊像奉渡移付、同日供養導師勤之、^和供僧」とあり、導師隆宣による供養が行われた際、一和尚の供僧が奉仕していることがわかる。この供僧が誰であるかは不詳であるが、神宮寺供僧二口の内の一口であった可能性が高いといえる。また、神宮寺のもう一口の初代供僧は、『脇堂供僧次第』によれば頼暁であり、建保元年（一二二三）十二月十八日の補任となっている。千体堂の初代供僧は、一口は南蔵坊供僧の良智で、建暦三年（一二二三）六月九日に三代別当定暁によって補任されている。またもう一口は実円坊供僧の頼有であった。頼有については、千体堂供

僧にいつ補任されたか明らかではないが、建長二年（一二五〇）九月二十二日に実円坊供僧に補任されていることから、千体堂補任はこれ以降のことであったといえる。金銅薬師は、一口は定厳であり、承久三年（一二二一）十二月十五日に補任され、他の一口は慶祐であった。慶祐の補任期日は不詳であるが、九代別当隆弁によって補任されたことから、宝治元年（一二四七）六月二十七日以降、隆弁が入滅した弘安六年（一二八三）八月十五日までの間の補任といえる。尊勝仏は、頼学坊供僧の良喜が建暦二年（一二二二）三月十二日に補任されている。七仏薬師は、蓮華坊供僧の勝円が補任されている。勝円がいつ七仏薬師に補任されたかは不詳である。ただ、『供僧次第』蓮華坊勝円及び円定の項から判断すると、建久五年（一一九四）十一月十三日に勝円が両界壇所供僧に補任されて以降、建保六年（一二一八）七月十二日に円定にその供僧職を譲るまでの間であろう。五大堂・炎魔天・北斗堂は、それぞれ頼賢・定厳・頼瑜が初代供僧であるが、いずれも十代別当の頼助によって補任されており、北斗堂頼瑜の項に、「弘安六年佐々目頼助補」とあることから、頼助が別当となった弘安六年八月二十四日の直後に補任されたものと考えられる。

以上のように考えると、脇堂供僧は、承元・建暦・建保

年間に神宮寺二口・千体堂一口・尊勝仏一口・七仏薬師一口が置かれ、さらに弘安年間に五大堂一口・炎魔天一口・北斗堂一口が加えられた。ただ、金銅薬師一口については、初代供僧の慶祐が、別当隆弁の時に補任されたことが判明しているのみであり、したがって、設置は宝治六年から弘安六年の間であると考えられる。いずれにしても、脇堂供僧十一口は、弘安六年に成立をみた判断することができる。

一方、脇堂供僧は、本来二十五坊供僧が兼帯するものであり、これを根本脇堂供僧といった。しかし、『脇堂供僧次第』に「根本脇堂供僧本地供衆座不冷大乘経衆加人数事、根本脇堂供僧者、当社供僧兼帯也、其後或令譲分、或以闕補別人処也」とあるように、金銅薬師が置かれる頃になると、定敵のような二十五坊以外の供僧も「或令譲、或被闕補別人」といった理由から、脇堂供僧に補任されることがあった。そして弘安八年（一二八五）三月の座不冷本地供養の時には、脇堂供僧三十人の内、良暁・政円・慈慶・慶弁・泰弁の五人が、二十五坊供僧以外から補任された。さらに嘉元元年（一一三〇）の五部大乘経の時には、弘安八年時の補任に漏れた頼、（頼瑜か）・禅慶・頼舜・宗俊・弁秀の五人が二十五坊以外の供僧として、脇堂供僧に補任され

た。¹⁴

このように、八幡宮における供僧は、頼朝が供僧職を与えて招請するという形で置かれ始めた。その最初の供僧が、治承四年十一月十三日に供僧職を賜わった重衍であり、勝円であった。その後供僧は増やされ、建久二、三年頃には二十五人の供僧が置かれることとなった。二十五坊供僧は、養和元年十月十六日に行勇が慈月坊の初代供僧に補任されたことに始まり、建保五年七月二十日に円信が座心坊に補任されたことで成立した。この際、二十五坊への補任には供僧職後の正式な補任が必要であった。頼朝より招請された供僧は、定兼を除いて二十五坊供僧に正式に補任されたのである。また八幡宮には、二十五坊供僧の他に脇堂供僧十一口が、承元二年頃から置かれ始め、弘安六年までに成立した。脇堂供僧は、当初は二十五坊供僧の兼帯であったが、やがて二十五坊供僧以外からも補任されるようになり、弘安八年三月、及び嘉元元年にはそれぞれ五人が二十五坊供僧以外から補任されたのである。

二 供僧の役割

供僧の役割については、まず、次の三つの補任状によってその任務を知ることができる。

〔補任状 a〕源頼朝補任状案⁽¹⁵⁾

御判^{右大將家最初御下文案}

鶴岳八幡官寺供僧職事

権律師良喜

右人為彼職一口、宜令致天下安全御祈禱之状如件、以補、

建久三年七月廿日

北条殿
前遠江守時政与申之
此押紙也

（端惠）
恐々謹言

十一月廿五

刑部阿闍梨御房

清原（花押）

〔補任状 b〕別当^定補任状⁽¹⁶⁾

鶴岡 八幡宮寺政所

補任 供僧職^{良喜律師事、讓与}

権律師良伝

右人為彼職、宜令勤行恒例不退御祈禱之状如件、以補

建保三年十一月六日

別当権少僧都法眼和尚位（花押）

〔補任状 c〕別当^{弁隆}補任状⁽¹⁷⁾

鶴岳 八幡宮寺

補任 供僧職事

幸猷阿闍梨

右、任良伝律師護旨、宜相従社役之状如件、

建長元年六月十九日

別当法印権大僧都（花押）

補任状 a は、良喜が頼朝より頓学坊供僧に補任された時のものであるが、頼朝はこの補任にあたって、良喜に天下安全の祈禱を命じている。また補任状 b は、良喜が三代別当定暁により、良喜の後二代頓学坊供僧に補任された時のもので、良喜は定暁より恒例の祈禱を勤行すべきことを命じられている。さらに補任状 c は、幸猷が九代別当隆弁により、良伝の後継として三代頓学坊供僧に補任された時のものであるが、この補任で幸猷は、隆弁より社役に従うべきことを命じられている。このように、天下安全など恒例の祈禱を行い、社役に従うことが供僧の任務であった。

そして、これらの任務のほとんどを担ったのが二十五坊供僧であった。具体的な内容については、『供僧次第』の最初の項に、

表3 二十五坊経衆一覧

坊名	経	衆	坊名	経	衆
善松坊	最勝王経衆	聖観音供衆2番	智覚坊	法華経衆	聖観音供衆1番
林東坊	"	三部法華経衆2番	円乗坊	"	三部法華経衆1番
仏乗坊	"	聖観音供衆2番	永厳坊	"	"2番
安楽坊	"	三部法華経衆1番	実円坊	"	"
座心坊	"	聖観音供衆2番	宝蔵坊	"	"1番
千南坊	"	三部法華経衆1番	南蔵坊	諸経衆 ^(注2)	聖観音供衆2番
文恵坊	大般若経衆	"2番	慈月坊	供養法衆	"
頓学坊	"	"	蓮華坊	"	"1番
密乗坊	"	"1番	寂靜坊	"	"
静慮坊	"	"	花光坊	"	"
南禅坊	"	"2番	真智坊	"	三部法華経衆2番
永乗坊	"	聖観音供衆1番	乗蓮坊	"	聖観音供衆2番
悉覚坊	法華経衆 ^(注1)	"			

(注1) 悉覚坊は元大般若経衆。(注2) 慈月坊は元最勝王経衆。

鶴岡八幡宮寺供僧二十五口

最勝王経衆六人 大般若経衆六人

法華経衆六人 供養法衆六人

諸経衆一人

承親 禅慶 昭弁 房誓 公尊 覚祐 景弁 泰厳

頼賀 猷曉 成弁 兼祐 成誉 頼証 貞弁 隆心

兼尊 教順 慈慶 弁範 頼淳 頼源 円重 覚珍

良尋

右実名者私ニ書之テリ。

とあるように、景勝王経・大般若経・法華経・供養法・諸経を勤行することであった。この任務を、さらに『供僧次第』の各坊の記載に基づいて整理したのが表3である（なお、経衆の成立については後に記す）。表3を見ると、善松坊が最勝王経衆と聖観音経衆二番、密乗坊が大般若経衆と三部法華経衆一番というように、各坊によって任務が決められていることがわかる。これらの任務は、最勝王経・大般若経・法華経・供養法・諸経が八幡宮若宮において、聖観音供・三部法華経が上宮において、それぞれ毎日欠かさず勤行されるもので、二十五坊供僧の最も重要な任務であり、まさに補任状⁽¹⁸⁾の「勤行恒例不退御祈禱」にあたるものであった。なお諸経には、金剛経・仁王経・薬師経・

観音経・寿命経があった。⁽¹⁹⁾

『社務職次第』によれば、八幡宮において初めて大般若経が勤行されたのは、治承四年（一一八〇）十月十六日のことであった。また、最勝王経・法華経・諸経の勤行は同年十二月十六日であり、供養法は寿永元年（一一八二）一月八日であった。さらに、聖観音経・三部法華経が初めて勤行されたのは、建久三年（一一九二）九月四日であった。そして「此等長日御勤等供僧奉仕」とあるように、供僧がこれらの勤行に奉仕したのであった。ところが、八幡宮に初めて供僧が置かれたのは、前章で述べたように治承四年十一月三日の重衍及び勝円であった。したがって、十月十六日の勤行の際はまだ八幡宮の供僧がおらず、奉仕することはなかったといえる。『社務職次第』円晝の項には、「元暦二年乙巳二月十三日丁卯、為平家追討御祈禱、於三鶴岡宝前召聚鎌倉中僧徒、大般若経三十部一日転読之」と、元暦二年（一一八五）二月十三日に行われた平家追討のための大般若経転読に、鎌倉中の僧徒を集めたことが書かれてあるが、治承四年十月十六日の大般若経勤行の際も、やはり同じように鎌倉中から僧徒を募るなどして奉仕させたのであろう。十二月十六日の勤行の時には、重衍・勝円・良喜・定兼・尊念・仲円・良成が既に供僧職を賜わ

っており、これに奉仕したものと考えられる。さらに供養法の時には円信が加わり、建久三年九月四日の聖観音経・三部法華経勤行時に至っては、二十五人の八幡宮供僧が奉仕したものと思われる。

ところで、経衆の初見は、『吾妻鏡』養和元年（一一八一）十月六日条に、

六日己酉、以三走湯山住侶禅睿^ニ補^ニ鶴岳供僧并大般若
経衆、給^ニ免田二町^{西谷}、御下文^ニ云々、又以玄信大法師^ニ、
被^レ加^ニ同職、於^ニ最勝講衆^ニ者、可^レ從^ニ長日役之旨被^レ
仰云々

とあるように、養和元年十月六日であり、禅睿が大般若経衆、玄信が最勝経衆であった。しかし、その後こういった経衆に関する記事は見当たらないため、表3に示した二十五坊供僧の経衆がいつ確立したかを正確に知ることは困難である。したがって推測の域を出ないが、養和元年十月六日に禅睿と玄信が経衆に補されて以来、八幡宮の供僧が増えるに伴ってそれに補される供僧も増やされ、二十五坊供僧が成立する建保五年頃には、大般若経衆や最勝王経衆以外の経衆にも供僧が補されていたのではないかと思われる。その後も漸次増やされ、十四世紀初頭頃になって漸く表3の二十五坊供僧の経衆が確立したものといえる。すなわち、

その時の供僧が、先に示した『供僧次第』最初の項の二十五人である。「右実名者私ニ書之ナリ」とあるのは、恐らく二十五坊における経衆の確立を表すために実名を記したのであろう。これを二十五坊に当てはめてみると、

承親—林東坊六代供僧
 禅慶—仏乗坊七代供僧
 昭弁—座心坊十四代供僧
 房誓—千南坊六代供僧
 公尊—善松坊六代供僧
 覚祐—安楽坊七代供僧
 景弁—静慮坊四代供僧
 泰嚴—永乗坊八代供僧
 頼賀—密乗坊九代供僧
 猷曉—頓学坊五代供僧
 成弁—南禅坊四代供僧
 兼祐—文恵坊六代供僧
 成誓—円乗坊六代供僧
 頼証—宝蔵坊四代供僧
 貞弁—智覚坊五代供僧
 隆心—実円坊十一代供僧
 兼尊—永嚴坊十三代供僧

鶴岡八幡宮における供僧の成立と役割（中嶋）

教順—悉覚坊六代供僧
 慈慶—花光坊五代供僧
 弁範—乘蓮坊十一代供僧
 賢淳—寂静坊四代供僧
 頼源—真智坊九代供僧
 円重—蓮華坊五代供僧
 覚珍—慈月坊六代供僧
 良尋—南蔵坊五代供僧

となる。坊によって四代から十四代まで代の差はあるが、承親から覚祐までの六人が最勝王経衆であり、景弁から兼祐までの六人が大般若経衆である。さらに成誓から教順までの六人が法華経衆、慈慶から覚珍までの六人が供養法衆であり、最後の良尋が諸経衆である。こうして経衆が成立し、以降二十五坊の経衆は、代々各坊の供僧によって受け継がれることとなったのである。

さて、二十五坊供僧は表3に示した任務の他に、座不冷本地供養や八幡宮廻御影などがあった。座不冷本地供養は、九代執権北条定時の御願により、弘安八年（一二八五）三月十七日始行したことに始まる。十代別当頼助が開白し、供僧がこれに奉仕した。⁽²⁰⁾ 八幡宮廻御影は、八幡宮の御影を一か月交替で各坊に安置するというものであった。⁽²¹⁾

さらに二十五坊供僧は、以上の任務の他に御殿司職・執行職・執事職・学頭職などの職を兼帯することが多かった。

御殿司職は、『八幡宮御殿司職次第』⁽²²⁾によれば、建久二年（一一九一）二月三日に蓮華坊の勝円が補任されたことに始まる。また「御殿司者、自最初以孔子被補間、別当進止職申也」とあるように、別当による進止の職ではあったが、実際は最初からくじ引きで決められていたのである。ただ、十九代頼俊からは「非孔子」となり、これは慶賢まで続いた。御殿司の任務は、同史料初代勝円の項にあるように、遷宮の時に御神体を担ぐことであった。しかしこの任務は難儀を来したため、嘉禄二年（一二二六）十月二十一日の遷宮の時に盛慶がくじにより補任され二人となった。

執行職は、『当社執行次第』⁽²³⁾によれば、建久三年（一一九二）十二月に花光坊の尊念が補任されたことにより置かれた。そして「執行職者本者外様職也、近代子細在之、為別当進止職、外様進止中江被仰者也」とあるように、本来は外様供僧の職であった。外様供僧とは、將軍より直接補任される供僧のことであり、別当進止の供僧より格が上であった。しかし、五代成弁は將軍の仰せにより別当隆弁の進止となり、以降はすべて別当による進止となった。

執行職の任務は、『供僧次第』頓学坊猷曉の項に、「此執行代、正和四年^{卯乙}二月六日、就御影廻次第供僧中、未来藤次被申定々^云、時社務南瀧院道珍御代也、是於今本藤次也」とあり、また『当社執行次第』倫瑜の項には「応永二七以八幡古御装束法会袈裟三十帖被縫調之云々」とあり、さらに珍普の項には「座不冷仏具等申沙汰之、応永廿二五始置之、自惣奉行方調進、応永廿一二月下宮経所机枡一前申沙汰之也」とあるように、八幡宮廻御影の順番を決めたり、法会の際の装束や袈裟を調達したり、仏具や経所の機の調達などであった。さらに『協堂供僧次第』に、

貞和観応年中ヨリ、執行之補任被成者也、是々堂社之供僧中之勤行無沙汰方エ、可被催促相触役者也、一月三度社頭壇所々々可有巡検執行役也、廿五供僧領本様之月行事、可致成敗所也、是偏仁旧被破一ヶ也、とあるように、貞和・観応年間頃から勤行を怠っている供僧に対して催促を行い、月に三度社頭や壇所を巡検することが任務となった。これは、本来月行事の任務であり、旧例を破ることであった。

執事職は、『社家執事職次第』に、「自頼仲社務以来、進止供僧勤之也、以前者社務坊官職也、然間供僧出世者不越之者也⁽²⁴⁾」とあるように、進止の供僧が勤める職であっ

た。しかし建武三年（一三三六）六月二十三日に別当頼仲によって補された初代教玄は、二十五坊供僧ではなかった。進止供僧の職となったのは、二代頼智からのことであった。具体的な任務は不詳であるが、恐らく別当の執事としての勤めを果たしたのであろう。

学頭職は、頓学坊の良喜が建仁元年（一二〇一）八月十八日に、二代別当尊曉に補任されたことに始まる。その任務は、『当社学頭職次第』に「御八講事、右大臣家御代建仁元霜月祭被_レ成_二御八講_一云々、于時別当尊曉御代、学頭職者、初ヨリ別当被_レ補間進止職也」とあることから、八講を為したものである。講とは、『仏教大辞典』に、「講演の意、即ち集会の席上に於て経論等を講演論議すると云ふ⁽²⁶⁾」とあることから、仏事に関する集会で、経論を講読することであった。そして「法華八軸と講論するを法華八講、景勝王経を講論するを最勝講、仁王般若を講論するを仁王講、（略）と称するが如きは是れなり」とあることから、八講とは法華八講を指すものといえる。具体的には、『法華経』八巻を毎日朝夜二巻ずつ合わせて四日間にわたり講読することであった。しかし、『社務職次第』尊曉の条に、「建仁元年辛酉十一月、於_二上下宮_一法花最勝御八講始行、毎年或_一」とあり、さらに「同三年七月廿七・八、於_二上宮

法花八講。廿九、晦、於_二下宮_一最勝御八講、依_レ怪異被_レ行」とあることから、八幡宮においては、最勝王経講読も八講と考えられていたことがわかる。いずれにしても、こういった八講を為すことが学頭職の任務であった。そして学頭職は、初めは二十五坊供僧から補任されていたが、五代光全からは「供僧無之」とあるように、二十五坊供僧以外から補任されることが多くなった。

次に、脇堂供僧については、前述したように、当初は二十五坊供僧兼帯であったが、弘安八年（一二八五）の座不冷本地供養の時には、良曉・政円・慈慶・慶弁・泰弁の五人が座不冷衆として、嘉元元年（一三〇三）の五部大乘経の時には、頼_レ（頼瑜か）・禅慶・頼舜・宗俊・弁秀の五人が大乘経衆として二十五坊供僧以外から補任され、三十人となった。この脇堂供僧の任務は、『脇堂供僧次第』に、

脇堂供僧十人、二季法会五人宛、隔年出仕事、甲歳者大乘経衆五人、乙歳者座不冷衆五人、自往古出仕之处、近年千体堂供僧一人与炎魔天ノ供僧相交出仕之間、人々皆成不審之处、当年_下等覚院法印兩人、共以依被相計、大乘経衆一所、又座不冷五人一所有出仕事、尤以可然欵之間、当年千体堂供僧淳養僧都雖無当所放生会出仕在之、然間炎魔天供僧玄快阿闍梨、雖為乙

年人数、甲歳可有出仕由所申談也、於向後者甲歳ハ如往古大乘経五人可有出仕、又乙歳座不冷衆五人可有出仕之旨定畢、仍為後日記之、応永卅四年^{丁卯}二月日、とあるように、年二回の法会の時、大乘経衆五人、座不冷衆五人というように、三十人の脇堂供僧の内、それぞれ五人ずつが隔年出仕することであった。

この他、八幡宮には両界壇所供僧二口が置かれていた。

これは、八幡宮における両界曼陀羅や一切経の供養を勤めとするもので、足利義兼と御台所（北条時政女）が、天下安全と足利家累代の繁栄を祈願するため、建久五年（一九四）十一月二日に、一切経と両界曼陀羅を書き上げ、同十三日に別当円暁が導師として供養したことに始まる。この祈願の後、八幡宮東門脇に両界壇所（一切経は両界壇所の傍ら）が置かれ、供僧職二口が置かれたのである。そして最初の供僧職に、一口には南蔵坊供僧の良成、他の一口には蓮華坊供僧の勝円が補任された。この両界壇所供僧もやはり二十五坊供僧の兼帯であったのである。

以上のように、供僧の役割について、具体的な任務を通してみてきたが、脇堂供僧と学頭職以外はすべて二十五坊供僧の兼帯であった。このことから、二十五坊供僧が、本来の任務の他にいくに多くの任務を担っていたかを知るこ

とができる。まさしく二十五坊供僧は、八幡宮の運営において中心的な役割を果たしていたのである。御殿司職・執行職・執事職において辞退者が多いのは、くじ引きによる補任ということもあるが、それ以上に二十五坊供僧の任務の繁多さによるものではないだろうか。

おわりに

以上、八幡宮における供僧の成立とその役割について考察してきたが、以下、簡単にまとめをしておきたい。

頼朝は八幡宮創建にあたり、供僧を「当時鎌倉中無^三可^レ然碩徳^二」という理由で、京都及び鎌倉以外の地より招請した。この時供僧に与えたのが供僧職であった。つまり供僧職は、八幡宮供僧となることを意味していたのである。その後八幡宮供僧は漸次増やされ、建久二、三年頃には二十五人の供僧が奉仕するに至った。彼らの多くは供僧職を賜った後、改めて二十五坊供僧として補任され、建保五年までに二十五坊が成立した。但し二十五坊供僧の補任者に関しては、治承四年までは頼朝の「直御判」による補任であり、補任者は頼朝であったが、治承五年からは別当の円暁によっても補任が行われるようになった。さらに建久八年十一月一日に至り、当代の別当が補任することが定め

られ、以降は別当が補任者となったのである。

二十五坊供僧の任務は、基本的には「毎日不退」に行われる、若宮での最勝王経・大般若経・法華経・供養法・諸経や、上宮での聖観音経・三部法華経の勤行であった。これらの任務は、それぞれの坊ごとに分担されており、これを経衆といった。経衆に関しては、史料的な制約により明確にはできなかったが、禅睿・玄信を初見として、十四世紀初期には成立をみたといえよう。また、二十五坊供僧は以上のような本来の任務以外に、座不冷本地供養や八幡宮御影の任務、御殿司職・執行職・執事職などの職、さらには足利義兼と御台所によって置かれた両界壇所供僧をも兼帯していたのである。このように、二十五坊供僧は本来の任務以外に数多くの任務を担っており、御殿司職・執行職・執事職についての辞退者が物語るように、その任務は繁多を極めたのである。

一方、二十五坊供僧の他に置かれた脇堂供僧十一口は、承元二年頃から置かれ始め、弘安六年までに成立した。脇堂供僧の任務は、年二回の法会の際、大乘経と座不冷本地供養をそれぞれ五人ずつ隔年で出仕して、勤行することであった。この脇堂供僧は、当初は二十五坊供僧の兼帯であった。しかし、弘安八年の座不冷本地供養の時に五人、さ

らに嘉元元年の五部大乘経の時に五人、二十五坊供僧以外から補任され三十人となり、内十人は二十五坊以外の供僧で構成されることとなったのである。

とはいっても、弘安八年までは二十五坊供僧が兼帯していたわけであり、嘉元元年の時点で、十人が二十五坊供僧以外の供僧となったにしても、残りの二十人はやはり二十五坊供僧であることに変わりはないのである。まさに二十五坊供僧は、八幡宮における中心的な役割を果たしていたといえよう。

註

(1) 『吾妻鏡』(以下『鏡』と略す) 治承四年十月十二日条。

(3) 『鏡』建久二年十一月二十一日条。

(4) 『弘安四年鶴岡八幡遷宮記』(『神道大系』神社編・鶴岡所収) に、

次任・先例、祠官等賜装束料、

御殿預二人各十六貫、供僧廿四人貳百貫文

小別当十八貫、

神主廿貫、

小宮神主二人各十三貫、

宜命使二人各十五貫、

三綱五人各七貫、

巫女 一巫女廿貫、二巫女十八貫、三巫女以下十四人各十五貫、

職掌八人各五貫、

宮人十五人各三貫、

承仕六人各二貫、

預一人二貫、

内膳師四人各二貫、

大炊一人五貫、

下部六人各一貫、

陪從十三人拾五貫、

人長一人七貫、

以下建長御修理時例也、嘉祿時者、各被調下_二畢、別紙とあり、弘安四年には、別当の他に以上のような人々が祠官等として、八幡宮に奉仕していたことがわかる。

(5) 新訂『官職要解』和田英松編(『講談社学術文庫所収』三八二頁。

(6) 『統群書類従』第四輯下(補任部)及び第三十四輯(補遺部)所収。

(7) 『鏡』寿永元年九月二十日条、『鶴岡八幡宮寺社務職次第』(『神道大系1神社編・鶴岡所収』)円晁条。

(8) 良喜については、『供僧次第』(『統群書類従』第四輯下(補任部)所収)頓学坊良喜条、尊念については、花光坊尊念条、仲円については、悉覚坊仲円条、良成については、『鶴岡両界壇供僧次第』(『統群書類従』第四輯下(補

任部)所収)良成条、円信については、『供僧次第』(『統群書類従』第三十四輯(補遺部)所収)座心坊円信条。

(9) 定兼については、『高野春秋編年輯録』(『大日本仏教全書』第一三一冊所収)巻第七の嘉応元年(一一六九)正月一日条に、「第廿四檢校執行法橋上人位禪信義明房朝拜、宗賢之舍弟也、執行代定兼阿闍梨也」とあり、定兼が檢校執行法橋の執行代であったことがわかる。これは前年の仁安三年(一一六八)五月三日条にあるように、本寺と末院の騒動で、その時の檢校宗賢が薩州に配流になったためであった。ところが、安元元年(一一七五)四月十七日条に、

夏四月十七日、本寺末院又燈_二合戰、本寺坊人燒_二逐末院_一過半、是諍_二募法威_一也、兩方達_二之_一天庁、然本寺方決_二斷自悉之_一、仍貶_二禪信於阿州_一、執行代定兼流_二上総_一也、

とあることから、定兼は本寺との騒動の罪により、上総国に配流されたのである。ただ、その後安元二年七月八日条に「前檢校禪信及執行代定兼遣_二赦歸來_一」とあることから、定兼はその罪を許され、戻ったことがわかる。そして、治承四年正月一日、養和元年正月一日には、執行として高野山に朝拝している。とすれば、『吾妻鏡』の記事はこれと矛盾することになる。しかし、『高野春秋』は信憑性に欠ける点で問題があり、そのまま信じるわけにはいかない。これに関しては一考の余地を要するが、本稿では『吾妻鏡』に従い、『高野春秋』については、定兼の配流の理由

(10) 『鎌倉市史』史料編(以下『市史』と略す) 一一―一七九

(11) 表の形式については、川上淳「鶴岡八幡宮における供僧

(12) この区別を、七人の供僧について『供僧次第』などから具体的にあげると、以下の通りである。

「治承四年子庚十一月十三奉対頼朝直契言、補任者文

重衍（善松坊）

「治承四年子庚十一—十三—供僧御判賜補任者、文治子將」

二一正一十九一右大家直依仰別当円曉被補之云々。」

良喜（頓学坊）

一治承四年庚子十一月十五日雖供僧職賜、直補任事者、建久三年壬子七月廿日右大將家給御下文。」

尊念（花光坊）

「治承四年^{庚子}十二月日雖任供僧職、賜補任事者建久十年二月五円曉社務補之。」

良成（南蔵坊）

「雖任治承四年，供僧職賜補任事者，建曆三年四月十八定曉社務被補之。」

「治承四年庚子雖任供僧職、賜補任事者、建保二年三

円信（座心坊）

「養和年中雖任供僧職、賜補任事者、建保五七廿定曉補任。」

尚、勝円・重衍・良喜・尊念・仲円については、『供僧次

第『統群書類従』第四輯下入補任部Ⅱ所収』から、良成については、『鶴岡兩界壇供僧次第』（同所収）から、円信については、『供僧次第』（『統群書類従』第三十四輯入拾遺部Ⅶからの記事である。

(13) 『続群書類従』第四輯下△補任部▽所収。

(14) 『脇堂供僧次第』。

(15) 『市史』一一〇九。

(16) 『市史』一一二。

(17) 『市史』一一二四。

(18) 『社務職次第』に、

一長日勤行注文、一座不冷本地供、一正觀音供、一不動

伊一本地護摩 每日三座 一五部大乘經 所鹿嶋田

一大般若經古字
一大般若經古字
一仁王

一本地供養法、一最勝王經、一大般若經、一法花經、

一諸經金剛經、藥師經、觀音經、壽命經

以上若宮每日不退、

とあることから判明する。

(19) (18)に同じ。

(20) 『社務職次第』頼助条。

(21) 『八幡廻御影縁起』(『神道大系』神社編・鶴岡所収)。

(22) 『群書類従』第四輯八補任部V所収。

(23) (22)に同じ。

(24) (22)に同じ。

(25) (22)に同じ。

(26) 望月『仏教大辞典』第一卷(世界聖典刊行協会編)。

(27) 『鶴岡両界壇供僧次第』。

〔付記〕

本稿は、一九九二年一月法政大学通信教育課程文学部史学科に提出した卒業論文の第一章に加筆したものである。本稿の執筆にあたって御指導頂いた中野栄夫先生、千葉哲司氏に、末筆ながら心より感謝の意を表する次第である。